

川崎市福祉のまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則新旧対照表（別表第4）

改正後		改正前	
別表第4（第3条関係） 鉄道の駅と一体として利用される施設に関する整備基準		別表第4（第3条関係） 鉄道の駅と一体として利用される施設に関する整備基準	
整備項目	整備基準	整備項目	整備基準
1 経路	<p>常時一般交通の用に供する経路は、次に定める構造とすること。</p> <p>(1) 経路を構成する通路は、次に定める構造とすること。</p> <p>ア 有効幅員は、200センチメートル以上とすること。</p> <p>イ 縦断<u>勾配</u>及び横断<u>勾配</u>は設けないこと。ただし、構造上やむを得ない場合又は路面の排水のために必要な場合においては、この限りでない。</p> <p>ウ 路面は、平たんで滑りにくく、かつ、水はけの良い仕上げとすること。</p> <p>エ 両側は、転落を防ぐ構造とすること。</p> <p>(2) 公共交通機関の施設若しくは道路との間又は床面に高低差がある場合は、(3)に定める構造の傾斜路又は<u>別表第3の1の(3)</u>のウからサまでに定めるほか、次に定める構造のエレベーターを設けること。ただし、構造上の理由により傾斜路又はエレベーターを設けることが困難である場合は、高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造のエスカレーターをもってこれに代えることができる。</p> <p>ア <u>籠</u>は、間口150センチメートル以上、奥行き150センチメートル以上とすること。</p> <p>イ アの規定にかかわらず、<u>籠</u>の出入口が複数あるエレベーターであって、車<u>椅子</u>使用者が円滑に乗降できる構造のもの（開閉するかごの出入口を音声により知らせる装置が設けられているものに限る。）にあっては、間口は140センチメートル以上、奥行きは135センチメートル以上とすること。</p>	1 経路	<p>常時一般交通の用に供する経路は、次に定める構造とすること。</p> <p>(1) 経路を構成する通路は、次に定める構造とすること。</p> <p>ア 有効幅員は、200センチメートル以上とすること。</p> <p>イ 縦断<u>こう配</u>及び横断<u>こう配</u>は設けないこと。ただし、構造上やむを得ない場合又は路面の排水のために必要な場合においては、この限りでない。</p> <p>ウ 路面は、平たんで滑りにくく、かつ、水はけの良い仕上げとすること。</p> <p>エ 両側は、転落を防ぐ構造とすること。</p> <p>(2) 公共交通機関の施設若しくは道路との間又は床面に高低差がある場合は、(3)に定める構造の傾斜路又は<u>別表第2の7の(1)</u>のウからサまでに定めるほか、次に定める構造のエレベーターを設けること。ただし、構造上の理由により傾斜路又はエレベーターを設けることが困難である場合は、高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造のエスカレーターをもってこれに代えることができる。</p> <p>ア <u>かご</u>は、間口150センチメートル以上、奥行き150センチメートル以上とすること。</p> <p>イ アの規定にかかわらず、<u>かご</u>の出入口が複数あるエレベーターであって、車<u>いす</u>使用者が円滑に乗降できる構造のもの（開閉するかごの出入口を音声により知らせる装置が設けられているものに限る。）にあっては、間口は140センチメートル以上、奥行きは135センチメートル以上とすること。</p>

改正後	改正前
<p>ウ <b>籠</b>及び昇降路の出入口の有効幅は、アの規定による基準に適合するエレベーターにあっては90センチメートル以上とし、イの規定による基準に適合するエレベーターにあっては80センチメートル以上とすること。</p> <p>エ <b>籠</b>及び昇降路の出入口の戸にガラスその他これに類するものがはめ込まれていることにより、<b>籠</b>外にいる者と<b>かご</b>内にいる者が互いに視認できる構造であること。</p> <p>オ 停止する階が3以上であるエレベーターの乗降口には、到着する<b>籠</b>の昇降方向を音声により知らせる装置を設けること。ただし、<b>籠</b>内に<b>籠</b>及び昇降路の出入口の戸が開いた時に<b>籠</b>の昇降方向を音声により知らせる装置が設けられている場合は、この限りでない。</p> <p>(3) 傾斜路を設ける場合は、次に定める構造とすること。</p> <p>ア 有効幅員は、200センチメートル以上とすること。ただし、構造上やむを得ない場合は、100センチメートル以上とすることができる。</p> <p>イ 傾斜路の<b>勾配</b>は、5パーセント以下とすること。ただし、屋内の場合又は構造上やむを得ない場合は、8パーセント以下とすることができる。</p> <p>ウ 横断<b>勾配</b>は設けないこと。</p> <p>エ 高低差が75センチメートルを超える場合は、75センチメートル以内ごとに踏幅150センチメートル以上の踊場を設けること。</p> <p>オ 両側に手すりを設けること。</p> <p>カ 路面は、平たんで滑りにくく、かつ、水はけの良い仕上げとすること。</p> <p>キ 両側は、転落を防ぐ構造とすること。</p> <p>ク 色の明度、色相又は彩度の差の大きいものとする事により、公共用通路、通路又は踊場と識別しやすいものとする事。</p> <p>(4) 段を設ける場合は、有効幅員（当該有効幅員の算定に当たっては、手</p>	<p>ウ <b>かご</b>及び昇降路の出入口の有効幅は、アの規定による基準に適合するエレベーターにあっては90センチメートル以上とし、イの規定による基準に適合するエレベーターにあっては80センチメートル以上とすること。</p> <p>エ <b>かご</b>及び昇降路の出入口の戸にガラスその他これに類するものがはめ込まれていることにより、<b>かご</b>外にいる者と<b>かご</b>内にいる者が互いに視認できる構造であること。</p> <p>オ 停止する階が3以上であるエレベーターの乗降口には、到着する<b>かご</b>の昇降方向を音声により知らせる装置を設けること。ただし、<b>かご</b>内に<b>かご</b>及び昇降路の出入口の戸が開いた時に<b>かご</b>の昇降方向を音声により知らせる装置が設けられている場合は、この限りでない。</p> <p>(3) 傾斜路を設ける場合は、次に定める構造とすること。</p> <p>ア 有効幅員は、200センチメートル以上とすること。ただし、構造上やむを得ない場合は、100センチメートル以上とすることができる。</p> <p>イ 傾斜路の<b>こう配</b>は、5パーセント以下とすること。ただし、屋内の場合又は構造上やむを得ない場合は、8パーセント以下とすることができる。</p> <p>ウ 横断<b>こう配</b>は設けないこと。</p> <p>エ 高低差が75センチメートルを超える場合は、75センチメートル以内ごとに踏幅150センチメートル以上の踊場を設けること。</p> <p>オ 両側に手すりを設けること。</p> <p>カ 路面は、平たんで滑りにくく、かつ、水はけの良い仕上げとすること。</p> <p>キ 両側は、転落を防ぐ構造とすること。</p> <p>ク 色の明度、色相又は彩度の差の大きいものとする事により、公共用通路、通路又は踊場と識別しやすいものとする事。</p> <p>(4) 段を設ける場合は、有効幅員（当該有効幅員の算定に当たっては、</p>

改正後		改正前	
	<p>すりの幅は、10センチメートルを限度として、ないものとみなす。)は150センチメートル以上で、両側は転落を防ぐ構造とし、<a href="#">別表第3の5の(1)から(4)まで</a>に定める構造とすること。</p> <p>(5) 次の場所には、視覚障害者誘導用ブロックを敷設し、又は音声その他の方法により視覚障害者を誘導する設備を設けること。</p> <p>ア (3)に定める構造の傾斜路の上端及び下端に近接する通路</p> <p>イ (4)に定める構造の段の上端及び下端に近接する通路</p> <p>ウ <a href="#">別表第3の1の(3)</a>に定める構造のエレベーターの乗降ロビーに設ける操作盤に近接する通路</p> <p>エ 別表第3の2に定める構造の券売機に近接する通路</p> <p>オ 別表第3の3の(2)に定める構造の改札口に近接する通路</p> <p>カ 視覚障害者誘導用ブロックを敷設した公共交通機関の施設又は道路と接続する部分</p> <p>キ その他特に視覚障害者の注意を喚起することが必要である場所</p> <p>(6) 公共交通機関の施設又は道路と接続する部分には、段差を設けないこと。ただし、構造上の理由によりやむを得ず段を設ける場合には、(4)に定める構造とすること。</p>		<p>手すりの幅は、10センチメートルを限度として、ないものとみなす。)は150センチメートル以上で、両側は転落を防ぐ構造とし、<a href="#">別表第2の6の(2)から(5)まで</a>に定める構造とすること。</p> <p>(5) 次の場所には、視覚障害者誘導用ブロックを敷設し、又は音声その他の方法により視覚障害者を誘導する設備を設けること。</p> <p>ア (3)に定める構造の傾斜路の上端及び下端に近接する通路</p> <p>イ (4)に定める構造の段の上端及び下端に近接する通路</p> <p>ウ <a href="#">別表第3の1の(2)</a>に定める構造のエレベーターの乗降ロビーに設ける操作盤に近接する通路</p> <p>エ 別表第3の2に定める構造の券売機に近接する通路</p> <p>オ 別表第3の3の(2)に定める構造の改札口に近接する通路</p> <p>カ 視覚障害者誘導用ブロックを敷設した公共交通機関の施設又は道路と接続する部分</p> <p>キ その他特に視覚障害者の注意を喚起することが必要である場所</p> <p>(6) 公共交通機関の施設又は道路と接続する部分には、段差を設けないこと。ただし、構造上の理由によりやむを得ず段を設ける場合には、(4)に定める構造とすること。</p>
2 便所	<p>利用者の利用に供する便所を設ける場合は、次に定める構造とし、1に定める構造の経路に接続して設置すること。</p> <p>(1) 1以上(男女用の区別があるときは、それぞれ1以上)の便所は、<a href="#">別表第3の4の(1)アからスまで</a>に定める構造の多機能トイレとすること。</p> <p>(2) 多機能トイレ以外に利用者の利用に供する便所を設ける場合は、1以上(男女用の区別があるときは、それぞれ1以上)の便所は、<a href="#">別表第3の4の(2)</a>に定める構造とすること。</p>	2 便所	<p>利用者の利用に供する便所を設ける場合は、次に定める構造とし、1に定める構造の経路に接続して設置すること。</p> <p>(1) 1以上(男女用の区別があるときは、それぞれ1以上)の便所は、<a href="#">別表第2の8の(1)</a>に定める構造の多機能トイレとすること。</p> <p>(2) 多機能トイレ以外に利用者の利用に供する便所を設ける場合は、1以上(男女用の区別があるときは、それぞれ1以上)の便所は、<a href="#">別表第2の8の(2)</a>に定める構造とすること。</p>
3 乗合自動車	<p>乗合自動車停留所を設ける場合は、次に定める構造としよう努めること。</p> <p>(1) 車道に対する高さは、15センチメートルを標準とすること。</p>	3 乗合自動車	<p>乗合自動車停留所を設ける場合は、次に定める構造としよう努めること。</p> <p>(1) 車道に対する高さは、15センチメートルを標準とすること。</p>

改正後		改正前	
停留所	(2) 上屋及びベンチを設けること。	停留所	(2) 上屋及びベンチを設けること。
4 タクシー乗降場	タクシー乗降場を設ける場合は、次に定める構造とするよう努めること。 (1) 車道との境界部分の段差は、2センチメートルを標準とし、車椅子使用者が円滑に乗降できる構造とすること。 (2) 上屋を設けること。	4 タクシー乗降場	タクシー乗降場を設ける場合は、次に定める構造とするよう努めること。 (1) 車道との境界部分の段差は、2センチメートルを標準とし、車いす使用者が円滑に乗降できる構造とすること。 (2) 上屋を設けること。
5 案内標示	案内標示 <u>(案内板、掲示板及び標識をいう。別表第6において同じ。)</u> は、分かりやすい場所に設置し、高齢者、障害者等が施設及び設備の内容、配置等を正確に認識できるように表示するよう努めること。	5 案内標示	案内標示は、分かりやすい場所に設置し、高齢者、障害者等が施設及び設備の内容、配置等を正確に認識できるように表示するよう努めること。
6 付帯設備	ベンチ、屋外卓その他の付帯設備を設置する場合は、一般交通に支障がないよう十分配慮し、高齢者、障害者等が円滑に利用できる構造とすること。	6 付帯設備	ベンチ、屋外卓その他の付帯設備を設置する場合は、一般交通に支障がないよう十分配慮し、高齢者、障害者等が円滑に利用できる構造とすること。